

# 2021 年度 大阪府訪問看護実態調査

回答期間：2021 年 11 月 25 日～2021 年 12 月 24 日

(WEB による回答をお願いします)

実態調査実施要領 . . . . .	1 ページ
WEB 回答の手引き . . . . .	2 ページ～
	4 ページ
調査票 . . . . .	5 ページ～
	15 ページ

年 1 回実施される大阪府の訪問看護ステーションの大切な調査です。  
何卒ご協力いただけますよう宜しくお願いいたします。

大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課在宅医療推進グループ  
調査実施（委託）：一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

# 大阪府訪問看護実態調査 2021 実施要領

— 必ずお読み下さい（共通事項） —

## 留意事項1 回答方法について

### 1. 回答はWEB でお願いいたします

- ◆インターネット使用可能なコンピューターからおねがいします、iPad による入力も可能です。
- ◆途中保存は出来ませんので、入力前の準備として調査用紙（調査票5～15ページ）に回答内容を直接筆記具等でご記入いただいた後、下記フォームよりご入力いただくことをお勧めします。
- ◆詳しくは、2ページの「WEB 回答の手引き」をご参照下さい。

## 大阪府訪問看護ステーション協会 ホームページにアクセス

### ≪ コンピューターからの場合（推奨） ≫

- トップページ ⇒ 「重要なお知らせ」をタップ
- ⇒ [「2021 年度大阪府訪問看護実態調査のページ」](#)
- ⇒ [「C. 実態調査WEB 回答」](#)へ

### ≪ iPad からの場合 ≫

右のQRコードを読み取り、回答フォームに直接ジャンプすることも可能です

いずれの場合も、共通パスワード [houkan2021](#) が必要です

ホームページの  
「重要なお知らせ」を  
タップ



## 留意事項2 事業所名と調査用事業所番号について

事業所名、調査用番号は正しくご記入ください。（番号は依頼文左上及び宛名シールにも記載あり）

※間違いを防ぐため、訪問看護ステーションにはそれぞれ、事業所の番号を付与しております。


## 留意事項3 回答者について

回答は出来る限り管理者がお答え下さい。管理者の回答が難しい場合は、他の職の方でも結構です。回答内容について、不明な点は、問合せをさせていただく場合がありますので、記入担当者の氏名、連絡先を必ずご記入下さい。

## 留意事項4 回答に困った場合は


選択項目等で回答に困った場合は、「貴事業所にとって一番近い状態」を選択してください。


## 留意事項5 ご使用されるブラウザについて

ブラウザは、インターネットエクスプローラー  以外を  
ご使用ください。（送信できない場合があります）

推奨ブラウザは右記です。

### 推奨ブラウザ

◎マイクロソフトエッジ 

◎グーグルクローム 

◎サファリ 

# 実態調査 WEB 回答の手引き

## ＜WEB 回答 入力前の準備＞

- ① 実態調査票（本冊子 5～15 ページ）に、回答内容を鉛筆等で直接ご記入下さい。
- ② 調査用事業所番号 4 桁をご準備下さい。



スムーズにご回答いただけるよう、出来る限りチェック方式にしています。途中保存ができませんので、

8 ページ「Ⅱ. 職員に関する事、利用者数や訪問回数に関する事」は、

事前に回答内容を「調査票」に記入して準備しておく、WEB 入力がスムーズになります。

（入力にかかる時間は約 20 分です）

## ＜WEB 回答 入力の方法＞

- ① 大阪府訪問看護ステーション協会の新ホームページにアクセス。（1 ページ参照）
- ② 共通パスワード **houkan2021** と入力します。
- ③ 設問及び回答の画面が現れます。  
まずは調査用事業所番号を入力してください
- ④ 以降、回答内容を、順次ご入力下さい
- ⑤ 最後に、自分のメールアドレスを入力し、**送信ボタン**を押せば完了です。

## ＜送信(内容)の確認方法＞

- ① 正しく送信されると、ご入力いただいたメールアドレスに、回答結果が送られます。  
必ずご確認ください  
(後ほど問合せをさせていただく場合があります。送られてきた自動返信による回答結果は印刷し、調査票とともに、保管していただくようお願いいたします。)
- ② 入力を間違えて送信された場合、再度ご入力、回答を送信いただくことも出来ます  
(この場合も、必ず 調査用事業所番号及び、2 回目以降の回答を選択してください)

## ＜回答上の注意事項＞

**設問 I-1-4):地域区分については、以下を参照し番号を入れて下さい**

- 【1. 三島】 茨木市・高槻市・三島郡・摂津市
- 【2. 豊能】 豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能郡
- 【3. 北河内】 枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・交野市・四条畷市
- 【4. 中河内】 東大阪市・八尾市・柏原市
- 【5. 大阪市北】 北区・淀川区・東淀川区・旭区・都島区
- 【6. 大阪市西】 福島区・此花区・西淀川区・西区・港区・大正区
- 【7. 大阪市東】 中央区・浪速区・東成区・生野区・天王寺区・城東区・鶴見区
- 【8. 大阪市南】 阿倍野区・住之江区・平野区・東住吉区・住吉区・西成区
- 【9. 堺】 中区・北区・西区・東区・堺区・南区・美原区
- 【10. 南河内】 松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・南河内郡
- 【11. 泉南】 和泉市・泉大津市・高石市・泉北郡・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡

## 設問Ⅲ-2:特定行為研修受講者について

特定行為研修受講者は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行われる研修を受講し、修了証が交付された方を指します。

※[特定行為とは]

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる次の38行為です。

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	・経口用気管チューブ又は経鼻気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	・侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 ・人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	・気管カニューレの交換
循環器関連	・一時的ペースメーカーの操作及び管理 ・一時的ペースメーカーリードの抜去 ・経皮的心肺補助装置の操作及び管理 ・大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度調整
心嚢ドレーン管理関連	・心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 ・胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	・腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
ろう孔管理関連	・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	・中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	・創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	・直接動脈穿刺法による採血 ・橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	・急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	・インスリン投与量の調整
術後疼痛管理関連	・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 ・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 ・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	・抗けいれん剤の臨時的投与 ・抗精神病薬の臨時的投与 ・抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	・抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

## 設問VI:暴力・ハラスメントについて

※この設問は、訪問看護師等が利用者や家族からうけることに限定します。

危害を加える要素をもった行動で容認できないと判断されるすべての脅威を与える行為

### ①身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（暴行・障害）をいいます。

例) 殴る・蹴る、かむ、つねる、首を絞める、物を投げる、包丁を向けるなど

### ②精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉によって傷つけたり、脅迫したり、過大な要求をしたり、名誉棄損や侮辱など、敬意の欠如を示す行為をいいます。

例) 大声で怒鳴る・能力がないという・容姿などについて不快な言葉を言う・威圧的な態度で文句を言い続ける・理不尽なサービスを要求する・特定のスタッフに嫌がらせをするなど

### ③セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけや、行為者に対する好意的な態度の要求など、性的な嫌がらせや相手の望まない性的な言動すべての行為をいいます。

例) 身体を触れる・抱きしめる・卑猥な話をする・性器を見せる・訪問中にアダルトビデオを流すなど

(出典：三木明子 「訪問看護・介護事業所必須！暴力・ハラスメントの予防と対応」 2019年3月 P24, 25)

## 送信できない場合

1. 入力漏れがある場合には、送信ボタンが押せません。記入漏れがないかどうか確認をお願いいたします。
2. アクセスが集中した場合に送信が困難となる場合があります。送信できない場合は、再度時間をおいてお試し下さい。

## 本調査へのお問合せ

本調査へのお問合せは下記をお願いいたします。

## 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

★お問合せ時は、2021年度訪問看護実態調査についてとお伝え下さい

ホームページ <http://daihoukan.or.jp/>

★実態調査 2021 のページへのリンクはこちら ⇒

TEL 06-6767-3800

FAX 06-6767-3801

